

MEMBER REGULATION

会則

第一章〔総則〕

第1条（名称）

本クラブは、UGOQ FITNESS&GYM（以下、「本クラブ」という）と称します。

第2条（目的）

本クラブは、会員の精神的・肉体的健康づくりに貢献することを目的として、会員に充実したサービスと機能を提供します。また、地域の発展に寄与する活動を目的とします。

第3条（運営・管理）

本クラブは、UGOQ株式会社（以下、「会社」という）がその運営・管理にあたります。

第二章〔会員資格〕

第4条（会員制）

- 1) 本クラブは会員制とします。
- 2) 本クラブに入会される方または法人は、本クラブが指定する会員登録等の各種申請書に正確な情報を記載しなければなりません。
- 3) 会員による本クラブの規約、利用範囲、条件及び特典については、別に定めます。
- 4) 本クラブは、会員の種類を設定、変更または廃止することがあります。

第5条（会員の種類）

個人会員及び法人会員になります。

第6条（会員資格条件）

以下の条件を満たす方がご入会いただけます。

- 1) 中学生以上で、本会則及び諸規則を遵守する方。なお、中学生及び高校生の入会については、その親権者の同意のある方。
- 2) 過去に除名等の通告を受けていない方、本クラブを除名されたことがない方。但し、除名された際の原因が改善される等の場合で会社が検討した結果再入会を認めることがあります。
- 3) 医師等から運動を禁止されておらず、本クラブの利用に支障がないと申告された方。
- 4) 暴力団員その他これに準ずる反社会的勢力及びその関係者でない方。
- 5) 本クラブまたは会社が会員として適さないと判断した以外の方。

第7条（入会手続き）

- 1) 本クラブに入会を希望するものは、所定の申込手続きを行い、本クラブの承認を得るとともに、会社が定める諸費用を払い込まなければなりません。
- 2) 前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、会社が別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め承いただきます。
- 3) 中学生及び高校生が入会を希望する場合は、会社が特に認めた場合を除き、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとなります。
- 4) 入会手続きを行った後、会社が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日（以下、「利用開始日」という）が到来したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

第8条（利用の禁止）

以下の方のご利用を禁止します。

- 1) 本会則及び諸規則を遵守しない方。
- 2) 過去に除名等の通告を受けた方、本クラブを除名された方。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で会社が検討した結果施設利用を認めることがあります。
- 3) 反社会的勢力等の方。
- 4) 一時的な筋肉のけいれんや、意識の喪失などの症状を有する方。
- 5) 本クラブの定める会費、諸費用を滞納されている方。
- 6) 本クラブまたは会社が不相当と認めた方。

第9条（利用の制限）

以下の方のご利用を制限します。

- 1) 医師等により運動を禁じられている方。
- 2) 伝染病・その他、他人に伝染・感染する疾病を有する方。
- 3) 酒気を帯びている方。
- 4) 本クラブまたは会社が不相当と認めた方。

第10条（禁止行為）

会員は、自らまたは第三者を利用して次の行為をしてはいけません。

- 1) 他の会員を含む第三者（以下、「他の方」という）や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。
- 2) 本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為。
- 3) 脅迫的な言動や暴力的な要求行為。
- 4) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- 5) 法的な責任を越えた不当な要求行為。

- 6) 大声、奇声を発する行為、威嚇行為や迷惑行為。
- 7) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- 8) 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や落書き及び造作、備え付け備品の持ち出し。
- 9) 他の方や施設スタッフへのストーカー行為。
- 10) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- 11) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- 12) 他の方の施設利用を妨げる行為。
- 13) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- 14) 施設内での喫煙（電子タバコ・無煙タバコ含む）。
- 15) 無許可での写真・ビデオ撮影、録音等や指定場所以外での携帯電話の使用。
- 16) 所定場所以外での排泄行為。
- 17) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- 18) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- 19) 本クラブ内の秩序を乱す行為。
- 20) その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

第11条（会員資格の停止及び除名）

本クラブは、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することができます。

- 1) 本クラブの定める会費・諸費用を滞納し、本クラブが督促したにも関わらず、滞納から3ヶ月経過後も支払いがなされないとき（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます）。
- 2) 第三者に会員証を貸与したとき。
- 3) 本クラブの施設を故意に毀損したとき。
- 4) 第10条をはじめとする本会則、その他本クラブの定める規則に違反したとき。
- 5) 本クラブまたは会社の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 6) 法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があったとき。
- 7) 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があったとき。
- 8) 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 9) その他会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき。

第12条（各種届出）

- 1) 会員登録情報に変更が発生した際は本クラブが別途定める期限までに本クラブ所定の書面による手続きが必要になります。
- 2) 会員は、自己都合により退会するときは、本クラブが定めた所定の書面により、期日までに手続きを完了していただく必要があります。
- 3) 前項に定める各種届出を行うとき、電話・ファックス・メール等、本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。

4) 上記の手続きにかかる諸費用等については、別に定めます。

第13条（会員資格の喪失）

会員は次の場合、その資格を失います。

- 1) 第12条により退会手続きが完了したとき。
- 2) 第11条により除名となったとき。
- 3) 死亡または法人の解散。
- 4) 所属店舗の閉鎖。

第14条（会員資格の譲渡）

会員資格を譲渡ならびに担保等に供することはできません。

第三章〔会員の権利・義務〕

第15条（会員証）

本クラブは会員に対し、会員証を交付します。

- 1) 会員は、本クラブの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。
- 2) 会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。万一、会員証を貸与した場合は除名の対象となります。
- 3) 会員証を紛失した場合は、所定の手続きにより再交付します。
- 4) 会員証の再交付手数料は、会員の負担とします。
- 5) 会員は、会員資格を喪失した時は速かに会員証を返還しなければなりません。

第16条（月会費）

- 1) 会員は、属する店舗にて別途定める月会費を定められた期日までに本クラブに納入する義務があります。
- 2) 既納の会費は、法令の定めまたは本クラブが認める止むを得ない理由がある場合を除き、返還いたしません。
- 3) 退会月までの月会費、セキュリティ管理及び施設メンテナンス費は、会員の本クラブ利用回数に関係なく、支払わなければなりません。
- 4) 会費・諸費用を会員が銀行振込等により支払う場合には、銀行振込手数料は会員の負担とします。
- 5) 月会費の決済時にかかる口座振替手数料は、会員の負担とします。
- 6) 会社が繰り返し催促した支払期日までに支払いがなされない場合は、遅延損害金を請求します。

第17条（施設利用）

- 1) 本クラブの利用については、所在地により営業時間、サービスが異なる場合があります。
- 2) 会社は、競技会、スクール等の諸行事または本クラブの管理もしくはその他会社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。
- 3) 提携するプール、サウナ施設等の利用については、その施設の運営元の会則に準ずるものとしします。

第18条（施設運営システムの変更）

- 1) 会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用及び施設運営システムについて、会社が必要と判断した場合はこれらを変更することができます。
- 2) 前項に定める会員が負担すべき諸費用及び施設運営システムを変更するときは、会社は1ヶ月前までに、館内の掲示等により会員にこれを告知します。

第19条（会員以外の施設利用）

会社が必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。

第20条（会員の事故）

- 1) 本クラブ内および駐車場で発生した傷害・盗難、その他事故については会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。
- 2) 会員が本クラブの諸施設を利用中、人的・物的事故により会員が受けた損害に対し、会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。
- 3) 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブまたは会社または第三者に損害を与えた場合は、その会員が当該損害に関する責を負うものとしします。

第21条（遺失物・忘れ物・放置物）

- 1) 本クラブの利用に際して生じた紛失については、原則として会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。
- 2) 忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後に処分させていただきます。

第四章〔その他〕

第22条（ビジター制度の利用）

- 1) 会員以外の方（以下、「ビジター」という）は、ビジター制度を利用できます。なお、中学生及び高校生の場合は親権者の同意のある方としします。
- 2) ビジター制度は、会社が別に定める施設利用料金を支払うものとしします。
- 3) ビジターの施設利用の範囲は、会員に準ずるものとしします。但し、会社が必要と認めた場合には、利用の制限をすることがあります。

4) ビジターは、本クラブを利用するにあたり、会員と同様に本クラブが定める利用方法に準じることとします。

5) ビジターが本クラブの諸施設の利用中、ビジターの責に帰すべき事由により本クラブまたは会社または第三者に損害を与えた場合は、そのビジターが当該損害に関する責を負うものとします。

第23条（法人会員契約）

自らが所属する法人、健康保険組合等と本クラブとの法人会員契約に基づく会員においては、別途定める法人契約により、本クラブの利用を認めます。

第24条（施設の閉鎖）

本クラブは、次の場合クラブ諸施設の全部または一部を閉鎖することができます。この場合、会社及び本クラブは会員に対し、特別の保証は行いません。

- 1) 気象・災害・その他により開場が不可能と認められたとき。
- 2) 施設の改造または補修のとき。
- 3) 法令の制定改廃などによるとき。
- 4) 行政指導等によるとき。
- 5) 経営上重大な理由のとき。

第25条（個人情報保護）

会社は、会社及び本クラブの保有する会員の個人情報を、会社が定める個人情報保護方針に従って管理します。

第26条（その他）

本会則に定めない事項については本クラブがこれを定めるものとします。

第27条（改正）

1) 本会則・細則の改正・変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

2) 会社は、本会則等の改定を行うときは、1ヶ月前までに館内の掲示等により会員に告知します。

第28条（附則）

本規則は2023年5月8日より施行いたします。

《ご入会後のご利用方法及び各種お手続きについて》

1. UGOQ栗原店及び佐沼店の営業時間について

[栗原店] 平日9:00-21:00、日祝9:00-20:00、定休日火曜日

[佐沼店] 平日7:00-23:00、日祝7:00-22:00、定休日月曜日

※プールとサウナは佐沼店のみで、営業時間は下記のとおりです。

プール 火曜日 10:00-15:00

水曜日 10:00-15:00 | 19:30-21:00 (夜間は準備中)

木曜日 10:00-15:00 | 19:30-21:00 (夜間は準備中)

金曜日 10:00-15:00 | 19:30-21:00 (夜間は準備中)

土曜日 10:30-12:45

日曜日 11:30-13:45 | 14:00-17:00 (午後は準備中)

サウナ 火曜日 10:00-18:30

水曜日 10:00-18:30

木曜日 10:00-18:30

金曜日 10:00-18:30

土曜日 9:00-16:00

日曜日 9:00-14:00

2. 新旧の会員種別ごと2店舗のサービスの利用可能範囲について

新 [UGOQ会員 | 60歳以上割 | 20歳以下割] ▶ 2店ジム、プールとサウナ利用可能

旧 [通常会員 | ペア会員 | 学生会員] ▶ 2店ジム、プールとサウナ利用可能

旧 [ヨガ会員] ▶ 栗原店ヨガ、プールとサウナ利用可能 (※)

新旧 [法人会員] ▶ 2店ジム、プールとサウナ、栗原店ヨガの全て利用可能

※パーソナルトレーニング、痩身、脱毛、タンニングは、全会員様特価となります。

※旧ヨガ会員様がジム利用する場合、これまで通り回数券が必要となります。

※ヨガ会員様以外がヨガを受ける場合は、単発または回数券が必要となります。

3. UGOQ栗原店及び佐沼店の利用方法について

[栗原店] UGOQ会員カードを受付でスタッフにお渡しください。

[佐沼店] UGOQ会員カードを2階の受付用テーブルにご自身で置いてください。

※佐沼店利用で会員カードを忘れた場合は、必ずスタッフにお声がけください。

4. UGOQ佐沼店のロッカー及びシャワーのご利用について

[ロッカー] フリー：30個、貸しロッカー：60個▶1個 900円 (税込990円) /月

※フリーロッカーの施錠した鍵は、紛失防止のため鍵フックにかけてください。

上記の鍵フックは、トレーニングスペースの受付にあります。

[シャワー] UGOQ会員様は、営業時間内自由にご利用いただけます。

※ただし、アメニティ類はご自身でご用意ください。

※所有物の紛失については、一切責任を負いません。

5. パーソナルトレーニング、ハイパーナイフ、セルフ脱毛のご利用について
原則、事前予約制となります。ご予約をキャンセルする場合は、前日の営業時間内、前日が定休日の場合は、前々日の営業時間内に栗原店にお電話にてご連絡ください。
※ご連絡がない場合は、当日キャンセル扱いとなりますことをご了承ください。
[栗原店] 0228-28-1022 (直通)
6. 月会費及び使い放題の決済手数料について
月会費及び使い放題の決済時に手数料300円 (税込 330円) /月がかかります。
7. UGOQ会員カードの紛失・破損・盗難について
原則、再交付手数料1,000円 (税込 1,100円) /枚がかかります。
8. クレジットカード決済日及び口座振替日について
[期日] 毎月26日 ※26日が休日の場合は翌営業日
[例] 9月分の月会費の場合 → 8月26日に口座振替
9. 氏名や住所など初回登録内容に変更がある場合について
[期日] 随時 ※各店スタッフまでお知らせください。
[手続き方法] 「会員情報変更」の案内メールを送信します。
10. 月会費口座のご変更について
[期日] 前々月末日まで ※末日が休館日の場合はその前日まで
[手続き方法] 「継続課金決済方法変更」の案内メールを送信します。
11. コース変更のお手続きについて
[期日] 前月の10日まで ※10日が休館日の場合はその前日まで
[例] 5月1日からコース変更の場合、4月10日までにお届け出ください。
[手続き方法] ご来館いただき所定の「コース変更届」にご記入ください。
[諸費用] 登録変更事務手数料 1,000円 (税込 1,100円)
12. 休会のお手続きについて
[期日] 前月の10日まで ※10日が休館日の場合はその前日まで
[例] 5月1日から休会希望の場合、4月10日までにお届け出ください。
[手続き方法] ご来館いただき所定の「休会届」にご記入ください。
[復帰] 原則、手続きした休会期間に基づき会員復帰となります。
13. 休会に伴う月会費等について
1ヶ月につき900円 (税込 990円) /月がかかります。
セキュリティ管理/施設メンテナンス費は、入会時の条件に基づきかかります。
14. 退会のお手続きについて
[期日] 当月の10日まで ※10日が休館日の場合はその前日まで

[例] 4月末日までに退会希望の場合、4月10日までにお届け出ください。
[手続き方法] ご来館いただき所定の「退会届」にご記入ください。
※電話、FAX、メール等、また第三者によるお手続きは、原則承ることができません。

15. 会費等のお支払いに対する遅延について

正当な理由なく会費を滞納し、支払期日までに返済が行われない場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年率14.6%の割合で計算される金額を遅延損害金として請求いたします。

2023.5.8 更新
UGOQ株式会社